

医 薬 第 3 9 5 号  
令和5年（2023年）5月15日

各保健所設置市保健所長 様  
各総合振興局（振興局）保健環境部  
（保健環境部地域保健室）長 様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

向精神薬の過量投与への注意について

このことについて、今般、道内において、定期的に広域多数の医療機関を受診し、いずれにおいても向精神薬の自費処方を願い出て、複数の薬局に自費処方箋を都度持参し、薬剤の交付を受けることにより、向精神薬の過量投与に至っている事例が確認されました。

過量服薬の問題は、もとより単純に解決する課題ではなく、患者側及び診療側の要素が、それぞれのケースで絡み合い、結果として過量服薬の課題を生じさせているのが現状であり、単に処方を制限することのみで解決する問題ではなく、かかりつけとなる医療機関への受診を促すなど、患者を適切な医療の提供につなげることが肝要なところです。

このため、別添のとおり啓発用チラシを作成し、下記ホームページに掲載しましたので、貴部（室）管内の郡市医師会、薬剤師会、医療機関及び薬局宛て、周知をお願いします。

なお、一般社団法人北海道医師会及び一般社団法人北海道薬剤師会には、別途通知していることを申し添えます。

記

○道ホームページ（向精神薬の過量投与に注意）

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/152468.html>

薬物対策係

TEL 011-231-4111(内 25-333)

FAX 011-232-4108